	都道府県・ 政令指定都市名	03 岩手県				
問1	男女共同参画・女性問題に関する事務を総括	舌的に所管する組織				
	局部課(室)名	環境生活部若者女性協働推進	室			
	担 当 職 員 数	7 人	(専任 6 人、兼任 1 人)			
問2	国の「男女共同参画推進本部」に相当する本	:庁の連絡会議(推進体制)				
	名称	庁議				
	設置年月日(西暦)・根拠	1963年11月1日	根拠: 庁議運営規定			
	長の役職	知事				
I		1				
問3 	男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等					
	諮問機関、懇談会等の名称	岩手県男女共同参画審議会				
		2002年10月9日				
	構成員	18 人 (女性	10 人、男性 8 人)			
問4	男女共同参画に関する計画					
	計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4	月~ 2026 年 3 月			
	名称	いわて男女共同参画プラン				
	改定・見直しの予定時期	2026年3月	未定の場合			
	1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である	1				
	2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成					
問5	男女共同参画に関する条例					
	有の場合	名 称	岩手県男女共同参画推進条例			
		公 布 日(西 暦)	2002年10月9日			
		施行日(西暦)	2002年10月9日			
		最終改正日(西暦) 2002年10月9日				
		改 正 内 容				
		改正が予定されている場合、改正予定時期	f期(西暦): 年 月			
	無の場合	1. 制定等について検討中2. 特に検討していない	具体的な状況:			
.	審議会等委員への女性の登用	調査時点コード 1:2023年4月1	1日 2:その他(西暦)			
□JU 		T	%			
		2020年までに40%まで上昇させ、それ以降				
	根 拠		いわて県民計画(2019~2028)			
	目標設定の対象である審議会等の範囲	うち社会教育委員(ただし、法令	されている審議会等、法律に基づく委員会等、法律に基づく委員・ 令により職が指定されている委員が多数を占める審議会等、選挙で めている審議会等、委員定数が3名の審議会等の計12審議会を除	で選出さ		
	目標設定の対象である審議会等における登用状	調査時点コード 1 審議会	会等数(94)うち女性委員を含む審議会等数(89)		
	況	延総委員等数(1,534)延女性委員等数(590) 女性比率(38.5)		
	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等にお	調査時点コード 1 審議会	会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(89)		
	ける登用状況	 延総委員等数(1,774)延女性委員等数(595) 女性比率(33.5)		
		調査時点コード 1 審議会	会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(36))		
	ばならない審議会等における登用状況	延総委員等数(759)延女性委員等数(233) 女性比率(30.7)		
	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等にお	調査時点コード 1 審議会	会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)		
	ける登用状況	延総委員等数(66)延女性委員等数(18) 女性比率(27.3)		
	目標値以外の目標設定					
	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2			
	女 人材名簿が有る場合 性 ————————————————————————————————————	掲載人数 0 人 (月現在)			
	登 用 方 そ の 他 策	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委員の公募(1. 有 2. 無)	1 1	ì		
		その他				
	女性公務員の採用・登用状況					
問	7-1 管理職の在職状況	調査時点コード 1:2023年4月1				
	管理職総	数	女性管理職の内訳 次長相当職 課長相当職			
		つら女性 女性比率 部局長相当職	へ 文 和 当 報			

うち女性数

(D)

2

2

0

0

2

2

0

0

女性

比率(%)

9.1

9.5

0.0

0.0

6.7

6.9

0.0

うち女性数

(F)

7

2

9

8

0

女性

比率(%)

12.3

13.7

2.7

2.6

6.8

8.9

0.0

20.0

(人)

(E)

57

51

75

39

132

90

11

5

うち女性数

(H)

24

20

41

19

65

39

0

9

女性

比率(%)

8.5

9.6

12.6

10.4

10.7

9.9

0.0

18.4

(人)

(G)

281

209

325

183

606

392

96

49

(人)

(C)

22

21

8

8

30

29

0

(%)

(B/A)

9.2

10.3

10.5

8.7

9.9

9.6

0.0

18.2

(人)

360

281

408

230

768

511

107

55

計

計

警 察 関 係

教育委員会

うち一般行政職

うち一般行政職 計

うち一般行政職

本庁

全体

再掲

支庁·地方事 務所等 (人)

33

29

43

20

76

49

0

10

(A) = (C + E + G) (B) = (D + F + H)

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	023年4月1	日	2:	その他(西)	替)
		課長補佐相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)
本庁	計	666	122	18.3	837	210	25.1
本门	うち一般行政職	488	104	21.3	550	168	30.5
支庁・地方事	計	1,755	534	30.4	2,645	1,267	47.9
務所等	うち一般行政職	897	206	23.0	818	247	30.2
全体	計	2,421	656	27.1	3482	1477	42.4
主件	うち一般行政職	1,385	310	22.4	1368	415	30.3
再掲	警 察 関 係	264	24	9.1	598	56	9.4
1'1 [6]	教育委員会	215	52	24.2	251	82	32.7

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日~2023年3月31日)

/ 3 利 / 八升	<u> </u>	~ 2023+	<u> Логи</u> /							
		課長相当職 (人)	う ち女性 数 (人)	女性 比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性数 (人)	女性 比率(%)
本庁	計 うち一般行政職	78 59	7 5	9.0 8.5	106 86	24 23	22.6 26.7	121 99	29 23	24.0 23.2
支庁·地方事	計	55	7	12.7	297	88	29.6	352	161	45.7
務所等	うち一般行政職 計	33 133	14	12.1 10.5	182 403	39 112	21.4 27.8	96 473	26 190	27.1 40.2
全体	うち一般行政職	92	9	9.8	268	62	23.1	195	49	25.1
再掲	警察関係 教育委員会	23 17	0	0.0 5.9	38 67	9	23.7 17.9	65 37	10 6	15.4 16.2

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

미 <u>/ 4 커</u>	- Iエ * チ	一世寺	豆用り	ノ行思	安米	こなる事項	,				
	勤務		任 験	昇 試	挌 験	部局等の 推薦		遠隔地で の長期研 修(4週間	遠隔地で の	本人の希 望	その他
	成績	面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外	正為	十級	以上)	勤務経験	#	
課長相当職	0		0			0	0			0	知事部局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 医療局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 教育委員会: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数(取組有)、本人の希望 警察本部: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経験年 数(取組有)、その他(勤務成績による選考種別の差別化)
課長補 佐相当 職	0		0			0	0		0		知事部局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 医療局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 教育委員会: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数(取組有)、本人の希望 警察本部: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経験年数(取組有)、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選抜考査受考資格、採用活動が特に良好であった年数による加点等)
係長相 当職	0		0			0	0		0	0	知事部局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 医療局: 勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 教育委員会: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数(取組有)、本人の希望 警察本部: 勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経験年数(取組有)、遠隔地での勤務経験、その他(勤務成績による選抜考査受考資格、採用活動が特に良好であった年数による加点等)

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日~2023年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	1,149	108	9.4
見	故	=±	昨全	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日~2023年3月31日)

 		-,,-,	
	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	667	335	50.2
うち 上級	326	121	37.1
うち一般行政職	178	96	53.9
うち 上級	84	45	53.6
うち警察関係	89	30	33.7
うち 上級	40	12	30.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
 - 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①岩手県職員旧姓使用取扱要綱 ②岩手県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱 ③医療局職員旧姓使用取扱要綱 ④岩手県警察職員旧姓使用事務取扱要領の制定について
該当部分の条文(本文)	① 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表のとおりとする。 ② (趣旨) 第1条 この要綱は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員(臨時的任用職員、臨時的任用教職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)の旧姓使用に関し必要な事項を定めるものとする。(旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表のとおりとする。 [以下省略] ③ 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 ④ 別添第2 1 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文章等について、旧姓使用を認めることとする。"

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2023年4月1日 2: その他(西暦)

D+335					
防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
73	16	21.9	20	1	5.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	岩手県男女共同参画センター	愛称•通称
設置年月日(西暦)	2006年4月1日	施設形態 2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 020-0045 住 所: 岩手県盛岡市盛岡駅西通1電話番号: 019-606-1761 FAX番号: 019-606-1765 ホームページ: https://www.aiina.jp/site/danjo/	丁目7番1号いわて県民情報交流センター(アイーナ)6階
管理·運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: 結グループ'(NTTファシリラ) ディーズ・株式会社めんこいエンタープライズ・鹿島建物総 ル管理事業協同組合・一般社団法人岩手県ビルメンテナ)
	その他(2. 事業運営 直営(担当部局名: 指定管理者(名称: 〇 その他(業務委託:NPO法人インクルいわて)))
職員数	常勤 (雇用(任 用)期間の 3 人、 の定めが 6 人 予算 定めがない ある職 職員)	額 2023年度 4,610 千円
主な事業 男女共同参画・女性に 関するもの ※ 実施しているもの:〇	〇 2. 講座(主な事項: 男女共同参画サポーター養成講座 LGBT、ドメスティック・バイオレンス 一般相談、専門相談(法律) 〇 3. 相談事業(主な事項: 一般相談、専門相談(法律) 〇 4. 情報収集・提供(主な事項: 5. 苦情処理(主な事項: 〇 6. 交流促進(主な事項: 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:	最、いわて男女共同参画オンラインセミナーの開催) E、出前講座(男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、) B、
	8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: 9. 調査研究(主な事項: 10. その他(主な事項:)))

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	基金·基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者	

2つある場合

名 称		基金•基本財産額	千円	3
設置年月日(西暦)	出資者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10−1 各種女性団体連絡協議 会等の有無	2	1. 有 問 ₁₀₋₂ 2. 無 名称等:	加盟団体数 会員数	
		2. 無	五 貝 奴	
問10-3 地方公共団体からの助	2	1. 有		
成・委託事業実施の有無	2	2. 無		
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行		
		3. 広報啓発パンフレット作成		
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
 - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 / 名 称 :

概要: 7. その他

「内容:

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 - 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 3. その他

内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	35,349	36,332	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.00446 %	0.00471 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの: 〇	項目の設定				
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定						
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定					
	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定						
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0				
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達						
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定						
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定						
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定						
	(5) その他(内容:						

↓ (具体的に実施している内容:○)

			1 公共工 事の競争参 加資格審査 における男 女共同参画	2 物等の 動品の 競子参加に を を を の 競格 を の の 競格 の の の の の の の の の の の の の	3 総合評 価落札方式 による一般 競争入札を	における男 女共同参画 等項目の設
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			0	
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0		0	0
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企業	€ の:	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユー スエール」認定を取得		0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
\ 22	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目		0
の 基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8	ノ一残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0
	9	短時間正社員制度の導入	0	0
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		0
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他		0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	いわて女性活躍企業等認定制度(2,5)、いわて子育てにやさしい企業等認証制度(2,7,8,9))
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	いわて子育てにやさしい企業等表彰制度(1, 2, 7, 8, 9, 10, 12)、いわて働き方改革アワード (1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	いわて女性の活躍促進連携会議
2 現在はないが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女がともに支える	る社会に関す	る意識調査	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	3	年毎	
	0	1. 男女共	同参画・女	(性問題に関する事	務を総括的に	所管する課(室	<u>:</u>)
公表主体		2. 統計情	報に関す	る事務を総括的に所	管する課(室)	
(※ 該当するもの:○)		3. 男女共	同参画・女	性のための総合的	な施設の指定	E管理者	
		4. その他	, ()

問18-1 2023年度実施予定事業

	名	事業内容等	参加予定者数	時	期
1.	広報啓発				
	県広報媒体による広報	県ホームページによる広報			
2.	表彰				
	いわて男女共同参画社会づくり功労者表彰	男女共同参画社会づくりの推進に功績のあった個人または団体を表彰す			
		5			
	いわて男女共同参画社会づくりチャレンジ表彰	男女共同参画社会づくりに関して、様々な分野に積極的にチャレンジし、 他者の先導的な事例となる取組を行っている個人または団体を表彰す			
		る。			
2	講座				
	囲生 男女共同参画視点からの復興・防災に関する啓発事業	 復興に係る意思決定の場への女性の参画の重要性について理解を促進			
	为3人同乡国况点5000000000000000000000000000000000000	するため、男女共同参画視点からの復興・防災に関するワークショップを			
		開催する。			
	いわて男女共同参画サポーター養成講座	男女共同参画に興味・関心があり、男女共同参画の推進活動に意欲のあ			
		る方を男女共同参画サポーターとして養成し、県及び各地域における男			
		女共同参画の意識向上と活動の促進を図る。			
	女性のキャリア形成の支援	キャリアプランの具体化や女性活躍への動機づけを目的とした若年社員			
		対象のセミナーや、リーダー像の確立やリーダーとして活躍することへの 動機助を目的とした中堅女性社員対象のセミナーを開催する。			
	女性活躍のための経営者研修	女性の人材育成や女性リーダー育成に係る先進的な取組を紹介すること			
		で、経営者や管理職の理解促進を図るセミナーではいりて気性活躍認定			
	U ** =# m				
	出前講座	男女共同参画に関する6つの学習テーマについて、各市町村や学校、企 業、市民活動団体の要請に応じて講師を派遣する。			
	** 5.5. \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P				
·	様々な課題・困難を抱える女性に対する就労支援	様々な課題・困難を抱える女性と対象として、社会的なつながりの回復の ための場づくりなど就労につなげるための支援を行う。			
١.	女性デジタル人材育成に向けたスキル習得支援	女性の長期的な経済的自立やデジタル分野におけるジェンダーギャップ			
	スローングルス付有機に同じたスペル自由文版	解消に向けて、県内に居住または就業している女性を対象とした、デジタ			
		ル人材への理解促進セミナーやスキル習得体験講座を開催する。			
4.	相談事業				
	一般相談	男女共同参画に関する一般相談(DVに関するものを含む)		水~	日曜
				日	
	男性相談	男女共同参画に関する男性相談		月2回	
	法律相談	男女共同参画に関する法律相談		月1回	-
	LGBT相談	性的指向や性別の違和感などの相談		週2回	回
	女性のためのつながりサポート	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、孤立・孤独等で不安を抱える			
		女性に対する支援を実施 			
	情報収集・提供	明本國事体の電台 & 注 唯 1 國事人主 2 - 7 - 4 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7			
•	図書・DVD貸出、行政情報・イベント情報等の提供	関連図書等の選定・発注・購入・図書検索システムの投入・資料コーナー への配架。行政情報、様々なグループ等が発行するパンフレット、情報誌			
		等を資料コーナーに配架。団体や団体の活動、イベント情報等の情報を			
		収集し、情報誌やホームページ等による情報提供。			
	ホームページ等による情報提供	男女共同参画センターのホームページ・SNSや「いわて女性の活躍応援			
Ī		サイト」の管理・運営を行い、最新の情報を提供する。			

6. 苦情処理			
・岩手県男女共同参画調整委員	男女共同参画に関する苦情及び相談の処理		
7. 交流促進			
・いわて男女共同参画ネットワーク事業	男女共同参画社会に向けた県民の自主的な活動や各種団体の相互連携・交流を企画し、活動を促進する。		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・いわて女性の活躍促進連携会議	経済団体や産業団体による連携会議を実施。また、分野ごとの取組を促 進するための部会を設置。		
9. 国際交流·海外派遣事業			
•			
10. 調査研究			
•			
11. その他			
・市町村男女共同参画担当課長会議	男女共同参画に係る情報交換等を行う。		
・いわて女性活躍企業等認定制度	女性の活躍推進に積極的に取り組む県内企業等を知事が認定し、その取組を広く公表することにより、企業等の自主的な取組の促進を図り、県内企業等における女性活躍の一層の促進を図る。		
		•	

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

使用者に、資後川園前を経過した生物素とせてはならない。 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	を員の出産を欠度事中として明記した規定(産体を含む)の有無 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
	*ロルボルのドは事用としてNET に行きしたものでは、2007 100 A m	
次展集由上で研究した規定が多る場合について) 参考が出版者にあっては、十四語 からいて協力がないと認かに支援が、	*冥い山注でへ冲撃田として切削した死体(性所を自む)の有無 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1
記事することが可能な体業期間	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
次十五条 使用格は、光彩を設定と性が生を指する。		
(明月者は、産後八間間を経過しない女性を対象させてはならない。 このできる長角施設等の議会での設置・提供状況 現別することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 現別することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関の利用することのできる長角施設等の議会での設置・提供状況 は関いの名字 は	京六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週 引)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、そ 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
4. 期間の定めにない。 1. 庭前産後期間を明記した規定がある。 2. 庭前産後期間を明記した規定はない。 2. なし 3. その他(. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 -だし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者に 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	4
接回の期間の報酬について、減額の規定の有無		
現 則 名	本に係る主義後期間を明記した規定がある。	
#認した規定(規則、条例、別表等)の 内容 1	」産に係る産削産後期間を明記した規定の有無 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2
#認した規定(規則、条例、別表等)の 内容 1	規 則 名	
2. なし 3. その他() 2 2 3. その他() 3. とのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 4 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上記めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 5 に関する政権を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を保持を		
規則名 月記した規定(規則、条例、別表等)の 内容 1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上記めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、強天に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 1	1. あり	
規則 名	「暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 2. なし	2
開記した規定(規則、条例、別表等)の 内容 議会の欠席事由として、明記した規定の有無 1 個別の各事由を明記した規定がなる。 2 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上記めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上記めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 配偶者の出産 育児 常族の看護 1 次病 「1 次病 「1 次病 「1 次病 「1 次の他 公務、家族の埋葬、その他のやむを得ない事由 1 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3 設置または提供する予定である。 4 なし 1 専用の場所が設置されている。(常設) 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2 投乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3 設置または提供する予定である。 4 なし 1 専用の場所が設置されている。(常設) 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(第時のものも含む) 3 設置または提供する予定である。 4 なし 1 ・専用の場所が設置されている。(常設) 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(節時のものも含む) 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(簡時のものも含む) 3 設置または提供する予定である。 4 なし 1 ・ フスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する 2 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 1 ・ ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2 ・ ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3 ・ その他 1 ・ ハラスメント防止を関する議員向け相談窓口を設置している。 3 ・ その他	3. その他()
内容	規則名	
1 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 2 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めているい。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、離釈又は運用上記めているい。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 1	<u> </u>	
2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上記めている。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) 配偶者の出産	ige の欠席事由として、明記した規定の有無 	
育児 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない	١,
家族の看護		
家族の介護	育児 1	
疾病 1	家族の看護 1	
その他	家族の介護 1	
その他		
	1	
2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。		
2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	その他 公務、家族の埋葬、その他のやむを得ない事由	のも.今む)
は	公務、家族の理幹、その他のやむを停ない事田	
3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 4. なし 1. 行っている。 (空) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	公務、家族の理葬、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの	のものも含 4
4. なし	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものなどを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものなどを得ない事由 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時の 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。)	
2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 4. なし 5. 行っている。 2. 行っている取組 7. フスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 5. インスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 5. インラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 5. インラスメントに関する規定(倫理規定等)がある。 5. インラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 5. インラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 5. インカスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 6. インカスメントに関する議員のは相談窓口を設置している。 6. インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する議員のは、インカスメントに関する場合は、インカスメントに関する。インカスメントに関するは、インカスメントに関する。インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントに関するは、インカスメントのより、インカス、インカス、インカス、インカス、インカス、インカス、インカス、インカス	公務、家族の理解、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時の 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時の 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時の 4.)	
含む) 名談 名談 名談 名談 名談 名談 名談 名	公務、家族の理解、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 3. 設置または提供する予定である。	
3. 設置または提供する予定である。 4. なし (会会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する (美員向け研修を除く。) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (公務、家族の理解、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
場会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する 議員向け研修を除く。)1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。3すっている取組 (実施しているもの: O1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 (3. その他 (4. なし 2. 行っているいが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 3. その他 (4. なし 3. その他 (4. なし 3. その他 (4. なし 3. その他 (公務、家族の理解、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(協問の)	-
(会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する	公務、家族の理罪、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものない)	時のものも 4
後会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 () 3. その他 ()	公務、家族の理幹、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものというとのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものというとのできる侵利室等の議会での設置・提供状況 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものというとのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものというとのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものというというというというというというというというというというというというというと	-
3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	公務、家族の理罪、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものという) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものという) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものという) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。	-
Toている取組 (実施しているもの: O 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		-
79 Cいる取組 (実施しているもの: O 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	なお、家族の理罪、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものないとのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものないとのできる授乳室等の議会での設置・提供状況をおいる。) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 4. なし 4. なし 5. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 5. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 6. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 6. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 6. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 6. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 6. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 7. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 8. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 8. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 8. (ロールのできる投乳室等の議会での設置・提供状況をおいます。) 9. (ロールのでものできる投票を表す。) 1. (ロールのでものできるとのできるとのできるとのできるとのできるとのできるとのできるとのできると	4
3. その他(公務、家族の理葬、その他のやむを得ない事由 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時会む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 市の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時会む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っているいが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 1. ストロ・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー	4
規 則 名		4
•		4

以心力到以为:	八六	可少世	ロッパこのハー夫が	30 CV 30 CC				
東文本文 政治分野の男:	- # 1	三条证	でなっために宝女	51 <i>て</i> いスート				
規 条文本文	貝	<u> </u>	1					
				_	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			
議会における選	称ス	スは旧	姓使用の認可	「の状況	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	2		
					1. 明記した規定があり、認めている。			
刀叉六四岁四日	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)				3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。			
甲女共同参画/	- 朗 -	ナス研	・修(ハラマメ)	ト防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3		
予定					3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行 う研修で利用する予定もない。			
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治 分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する					2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。			
					1. 研修において利用している。			
	_1~ :	ZI) 'Q		•	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	Ū		
ハラスメント防止に関する議員向け研修				<u>.</u>	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割の明確な位置付け

- 1. 位置付けられた規定がある。
- 2. 位置付けられていない。
- 3. その他(不明等) 岩手県地域防災計画において、「県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。」と記載。

計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) (

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知	事		2	1. 女性 2. 男性	任期:	期: 2019年9月11日		~	2019年9月23日			
副	知	事			2	人	(女性	0 人、	男性	2	人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

設置		置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付していまで 審議会等名	7。 委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	77	12	15.6	
	-	都道府県防災会議(委員のみ)	76	12	15.8	
	ľ	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 2号 関の長	1	0	0.0	
		2.日 半計和道広目の教育系昌会の教育目	1	0	0.0	
		内 3号 当該都追附宗の教育安 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10			
		記 - 当該邦道府県の区域内の市町村の市町村県及び消防機関の長のうたから当該邦道府県	13	0	0.0	
			4	0	0.0	
		7号 当該都退府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 1号 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	3	10.0	
		で 者	9	9	100.0	
	_	国土利用計画地方審議会 土地利用審査会	17 7	7	41.2 42.9	
	_	五地利用番鱼云 都道府県交通安全対策会議	18	1	5.6	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	_	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	27	12	44.4	
\dashv		精神医療審査会 都道府県生活衛生適正化審議会	24 10	5 4	20.8 40.0	
$\overline{}$	_	都道府県医療審議会	19	4	21.1	
	10	准看護師試験委員会	9	4	44.4	
×	_	麻薬中毒審査会 地方社会福祉審議会	19	6	31.6	
-	_	^{地方社会福祉} 番譲会 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	6	42.9	
	_	国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	7	46.7	
	_	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	_	都道府県農業共済保険審査会 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	_	都道府県建設工事紛争審査会	11	3	27.3	
		建築審査会	5	2	40.0	
	_	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	_	都道府県都市計画審議会 開発審査会	20 7	9	45.0 42.9	
		私立学校審議会	10	4	40.0	
		石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0	
×		公害健康被害認定審査会 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27	都道府県児童福祉審議会				
	_	地方港湾審議会	20	9	45.0	
×	_	土地区画整理審議会 教科用図書選定審議会	00	10	F0.0	
	_	教科用図書選定番譲云 介護保険審査会	20 15	3	50.0 20.0	
	_	都道府県固定資産評価審議会	9	3	33.3	
	_	感染症の診査に関する協議会	45	13	28.9	
\dashv		警察署協議会 土地収用事業認定審議会	140 7	70 4	50.0 57.1	
		エルスパーティル と音	5	2	40.0	
	37	都道府県国民保護協議会	60	1	1.7	
	_	地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	_	市街地再開発審査会 都道府県職員委員会				
×	41	自然再生協議会				
		審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
-		後期高齢者医療審査会 留置施設視察委員会	9 4	3	33.3 25.0	
		急病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送		0		
\dashv	45	及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 指定難病審査会	22	2	0.0 10.0	
\dashv		何 <u>足類</u> 例备宜云 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	48	行政不服審査会	5	2	40.0	
×		地域医療対策協議会				
×	50 : 51	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	52					
	53					
+	54		750	000	20.7	
		台 計 女性委員0の審議会数	759 2	233	30.7	
		スに女員2011年成五玖	4	1		

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	66	18	27.3	
	女性委員Oの委員会数	0			